

中小企業の皆様の情報発信基地として

トシフォメーション

No. 381

2018年 8月号 AUGUST



今月のお知らせ

暑中お見舞い申し上げます
お盆休みのお知らせ 8/14(火)～8/16(木)

- ／ 相続関係の民法が一部改正
- ／ はしやすめ ・スイカの季節です
- ／ 税務まめ辞典 ・プロスポーツの年間シートの取り扱い



株式会社 嶋会計センター
税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

相続関係の民法が一部改正



先月、相続に関する民法の改正法案が可決され、約40年ぶりに相続制度が見直されました。

改正は2018年7月に予定される公布日から2020年7月までに順次施行されます。

改正の主な内容は以下のとおりです。

- ①配偶者居住権の創設 ②夫婦間の自宅の贈与等を保護する制度の創設 ③自筆証書遺言の見直し
- ④遺言書の保管制度の創設 ⑤相続された預貯金債権の仮払い制度の創設
- ⑥相続人以外の者の貢献を考慮する制度の創設 ⑦遺留分制度の見直し

① 配偶者居住権の創設（公布から2年以内に実施。2020年4月予定）

被相続人の死後、故人が所有していた自宅を「所有権」と「配偶者居住権」に分け、遺産分割の際に配偶者が「配偶者居住権」を選択すれば所有権が無くとも自宅に住み続けられます。

配偶者以外の相続人等が自宅の所有権を取得する場合は「負担付所有権」を取得することになり、配偶者が住んでいるため勝手に処分できません。

また、配偶者居住権の評価額は平均余命を基に算出されるため配偶者が高齢であるほど低く設定されています。配偶者は自宅に住み続けながら、他の財産もより多く取得できるようになります。

【例】夫が死亡し、相続人が妻と子供1人、遺産は自宅(2,000万円)と預貯金(1,000万円)のみ。

合計3,000万円の遺産を妻と子供で1,500万円ずつ相続する場合。

現行制度では妻が自宅に住み続けるには自宅(2,000万円)の所有権を取得する必要がありますが、妻の法定相続分は1,500万円であるため、500万円分は子供の持ち分ということになり、500万円を子供に現金で渡す必要があります。妻は預貯金1,000万円を相続できないばかりか、500万円を手出しすることになります。

改正後は、妻が配偶者居住権(1,000万円)を取得する場合、子供は負担付所有権(1,000万円)を取得することになり、預貯金は妻と子供で500万円ずつ相続することになります。これにより残された高齢の配偶者の生活を安定させることになります。

② 夫婦間の自宅の贈与等を保護する制度の創設（公布から1年以内に実施。2019年4月又は7月予定）

相続税法では婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が自宅を贈与した場合、2,000万円までは配偶者控除があり非課税となるため、相続税対策として活用されています。

しかし、現行制度ではいくら生前に配偶者へ贈与しても、原則として相続財産の先渡しと考えられ、結果的に贈与等がなかったものとして遺産分割の対象となります。

改正後は、生前に贈与され居住用不動産については「遺産とみなさない」という意思表示があったものとして遺産分割の対象から除外されます。

①の例の場合、現行制度では①と同様に預貯金を相続できません。わざわざ自宅を生前贈与したのに預貯金を相続できないばかりか不動産取得税が発生します。（相続では不動産取得税かかりません）

改正後は自宅部分(2,000万円)が除外されますので、妻と子供で預貯金を500万円ずつ相続することになります。

上記①と②はあくまでも遺産分割でもめた場合です。親思いの子供との協議であれば杞憂にすぎません。

③ 自筆証書遺言の見直し（公布から6か月を経過した日。2019年1月予定）

自筆証書遺言は、遺言者がその全文を手書きする必要がありますが、財産目録もすべて手書きしなければならず、訂正についても厳格に決められているため面倒でした。

改正後は自筆証書にパソコン等で作成した財産目録や通帳のコピーを添付できるようになりました。

④ 遺言書の保管制度の創設（公布から2年以内。2020年4月予定）

自筆の遺言書は自宅で保管しているケースが多く、紛失や隠匿の恐れがあり、さらに裁判所による遺言書の検認（遺言書の形状、加除訂正、日付、署名などの確認）の手続きを経なければならず面倒でした。

今回の改正では法務局に保管申請を行うことができ、検認手続きを要しないこととされています。

⑤ 相続された預貯金債権の仮払い制度の創設（公布から1年以内に実施。2019年4月又は7月予定）

従来、相続された預貯金は遺産分割が終わるまで相続人の持分に応じて単独で銀行等に対して払い戻しを請求することはできませんでした。

改正後は相続された預貯金については、遺族の生活費や葬儀費用の支払いなどで資金が必要な場合に遺産分割前でも払い戻しができる仮払い制度が創設されました。

⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮する制度の創設（公布から1年以内に実施。2019年4月又は7月予定）

相続人以外の者（例えば息子の嫁）が相続人に対して無償で介護などしたとしても相続財産を取得することが出来ません。

改正後は相続人以外の親族が、被相続人の介護等を行なった場合に特段の貢献をしたと認められれば、相続人に対し「特別寄与料」として金銭の支払いを請求できるようになりました。

⑦ 遺留分制度の見直し（公布から1年以内に実施。2019年4月又は7月予定）

遺留分とは、一定の範囲の法定相続人に認められる最低限相続できる財産のことです。遺言により、すべての遺産を特定の人に相続させる遺言がある場合や、遺産のほとんどを生前に贈与していた場合などに相続人が自らの遺留分を主張して、その相続や贈与を受けた人から、財産を取得できる権利のことです。

現行制度では遺留分に基づいた請求は、「遺留分減殺請求」と呼ばれ、現物での返還しか求めることができませんでした。一方、請求を受けた相手は現物で返還するか金銭で弁償するか選択できました。

改正後は「遺留分侵害額請求」と名前を変えて、遺留分はすべて金銭で請求することになりました。

また、これまで相続人に対する生前贈与は期間制限なしで遺留分の算定基礎となる財産に含まれていましたが、改正後は相続開始前の10年間に限定されました。これにより相続開始より10年以上前に贈与された財産（例えば20年前に贈与した自社株など）は遺留分を算定する財産に含まれないことになります。

はしやすめ

スイカの季節です



夏の風物詩と言えばスイカです。暑さで食欲がない時でも、よく冷えた甘いスイカは疲れた体を癒してくれます。

スイカは南アフリカが原産地とされ、エジプトでは4000年前にすでに栽培されていたとされる壁画が残っています。もともとは栄養価の高い種を食べていましたが、地中海地域で果実として利用されるようになってから11世紀ごろに中国に伝わり、その後、江戸時代初期に日本でも栽培が行われるようになりました。中国語の「西瓜（シーグア）」という呼び方が日本に伝わってくる際に、「スイカ」という発音になったとされています。

スイカは英語でウォーターメロンと言うだけあって果実の90%以上が水分です。カリウムなどのミネラルやビタミンB・Cも含んでおり、美肌効果があり老化を抑えるリコピンはトマトの1.5倍もあります。

また、尿を生成するシトルリンとアルギニンというアミノ酸を含むため、利尿作用により老廃物を排泄してむくみを改善し、腎炎や膀胱炎の予防にも効果的です。おまけにスイカは100gあたり37kcal、糖質8gでバナナ(86kcal、糖質19g)と比べてもかなり低くなっています。

スイカの皮にも実と同じような効果があり、漬物にして食べている方も多いですが、黒いスイカの種には鉄分・亜鉛・タンパク質などを豊富に含んでいます。さすがにそのまま食べるのには抵抗がありますが、種を乾燥させた後、フライパンで種が膨らむまで炒ってから塩をふって食べるとピーナッツのような味がして美味しいそうです。

美味しいスイカの見分け方は、皮に張りがあり、縞模様がクッキリしていて、へたの周りが少しへこんでいるものを選ぶと良いでしょう。また、軽く叩いた時に「ポンポン」と響く音がすれば食べごろで、低い音がするものは熟れ過ぎです。ヘタと反対側のお尻の薄茶色の部分が小さいものは日持ちします。

スイカ1玉は食べきれないからとカットされたスイカを買う場合のポイントは、赤い部分と皮の白い部分との境界がハッキリと分かれているもの、種が黒く大きいものは甘みが強く、切り口が崩れてしまっているものは熟れ過ぎです。

今年は災害レベルの暑さですが、美味しいスイカで乗り切りましょう。

プロスポーツの年間シートの取り扱い

税務まめ辞典

今年は長崎のプロサッカーチームである「V・ファーレン長崎」が日本プロサッカーリーグの最高峰「J1」に昇格、クラブ経営もジャパンネットたかたの創業者で有名な高田明氏が就任し、頑張って地元を盛り上げてくれています。

ところで、サッカーや野球などプロスポーツの観戦チケットは私的な目的で購入すると経費になりませんが、得意先や従業員の福利厚生を目的としたものであれば交際費や福利厚生費として取り扱われます。

こうした観戦チケットの中には指定された座席を購入者専用の座席として一定期間使用できる年間シートと呼ばれるものがあります。金額はピンキリで中には3百万円以上するものもありますが、その取り扱いは目的によって異なります。

まず、もっぱら役員のみが利用できるものは“役員賞与”となり損金に算入できません。得意先や事業関係者に対するものは“交際費”に該当します。

従業員に対するものは当然“福利厚生費”となります。特定の従業員ばかりが利用している場合は“給与”となってしまう可能性があります。全従業員が平等に利用できるようにしておく必要があります。

また、小売店などで一定の商品を購入した消費者を抽選で観戦に招待する場合は、不特定多数に対するものであれば“広告宣伝費”に該当しません。

年間シートには座席に社名を入れることがあるため広告宣伝費に該当しそうですが、専用席であることを示しているに過ぎず該当しません。

損金算入の時期は、購入時に“前払金”として処理し、実際に観戦した時期に損金に計上するのが妥当ですが、中途解約ができないためシーズンが閉幕した時点で債務が確定するものとして、開幕日に損金に計上することも可能です。だからプロ野球は4月ではなく3月末頃に開幕するのかもしれません。

V・ファーレン長崎の観客数は現在ホームゲーム平均入場者数でリーグ最下位に低迷しています。J1の試合ではサッカーワールドカップで活躍した選手のプレーを間近で観られる機会が増えますので決算対策と地元の応援も兼ねて年間シートの購入を検討してはいかがでしょうか。